

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題(和文)	A Modern Instance を読む——なぜ離婚訴訟で勝負をかけたのか
Title(English)	
著者(和文)	上西哲雄
Authors(English)	Tetsuo Uenishi
出典(和文)	日本英文学会第88回大会Proceedings (付 2015年度支部大会 Proceedings), , ,
Citation(English)	, , ,
発行日 / Pub. date	2016, 9

A Modern Instance を読む

なぜ離婚訴訟で勝負をかけたのか

上 西 哲 雄

(1) *A Modern Instance* のリアリズムの核心——離婚訴訟

Howells が小説家としての地位を確立したのは、文芸ジャーナリストとしての成功の絶頂とも言うべき *Atlantic* 誌の編集長を辞して世に問うた *A Modern Instance* (1882) によるとされている。物語は New England の小さな村で知り合い結婚したカップルの破綻にいたる経緯を波乱万丈のプロットで描いたもの。当初は強い絆で結ばれて駆け落ち同然で Boston に出てきたものの、次々とトラブルが襲いかかる中で喧嘩が絶えず、遂には夫が夫婦喧嘩をきっかけに家を出た後、偶然が重なったこともあってそのまま妻を遺棄してしまい、離婚訴訟に至る。作者 Howells はこの物語を、当時話題になっていた離婚訴訟の新聞記事に接し、ギリシャ悲劇の「王女メディア」を観劇して構想したとされているが、それにしても作家として勝負をかける作品が、なぜ離婚訴訟の物語なのか。この疑問から Howells 文学におけるリアリズムについて考える。

物語の流れはカップルの結婚と破綻が軸となっていて、ふたりの離婚がテーマの物語と言って差し支えない。19 世紀後半のアメリカ社会において結婚の問題、とりわけ離婚の問題は、大変重要なテーマであった。Howells のリアリズムとは、彼にとつての現代社会、19 世紀後半のもっともホットな問題を取り上げることであり、Howells のリアリズムの核心である。*A Modern Instance* の場合、それは言うまでもなく離婚訴訟である。

(2) 19 世紀後半における離婚訴訟の社会問題としての新しさ

アメリカ合衆国において離婚が多いのは、歴史的に社会が流動的であることを背景に、様々な事情で長期・長距離別居に陥る夫婦の対応によるものも少なくない。一方の配偶者が(時には意図的に、また時にはやむを得ず、他方を遺棄して)失踪したため、搜索願が出る記録も 19 世紀半ばにかけて多数残っている。正式に離婚の申し立てがなくても夫婦が実質的に別れる例は離婚数、離婚率以上に多かった。離婚はむしろ残ったものが遺棄されて身動きが(要するに再婚が)できなくなるのを防ぐという意味では、配偶者のトラブルを制度的に回収して現実に対応したものであった。合衆国独立後の 19 世紀前半には多くの州で離婚法が整備され、特に社会の流動性の著しい西部を中心に、一方の申し立てで離婚が容易にできる法律が成立していた。

A Modern Instance の物語の舞台となったインディアナ州の例で見てみる。インディアナ州は、1816 年に州に昇格後、早速法律が整備されて 1817 年には離婚法が制定される。この時には不倫や性的不能、2 年以上の失踪など、項目を特定して離婚請求の条件としていたが、1824 年になって「包括条項」(omnibus clause)と呼ばれる、裁判所が適当と認めた場合には離婚を認めるという、極めてゆるやかな条項が付け加えられる。さらに 1852 年には宣誓供述書を出して証言すれば同州の住民として離婚を請求できること、また、申し立ての通知は被告個人に送られるのではなく、新聞などの出版物への掲載で構わないことを含む法改正を行い、インディアナ州は離婚が容易にできる divorce mill あるいは divorce haven とまで呼ばれるようになった。

1880 年代、つまり *A Modern Instance* が書かれ出版される時代になるとあらたな離婚法改正運動が盛り上がった。それは全国的に統一された離婚法を作って、州による法律の違いを利用した離婚を阻止しようという運動である。1881 年、つまり丁度この物語が執筆されていた頃 New England Divorce Reform League が結成され、その後運動は拡大して 1885 年には全国組織の National Divorce Reform League の結成につながる。つまり、当時アメリカ合衆国では離婚訴訟が社会的に大変に問題になっており、中でもインディアナ州の動向は注目的であった。この作品の物語には、こうした当時のアメリカ合衆国における離婚事情が、周到に織り込まれている。

(3) 物語の核心：なぜふたりは離婚訴訟に至るのか

A Modern Instance の物語全体 41 章のうち離婚訴訟の部分は 37 章から 40 章の 4 章だけで、全体の 10 分の 1。主人公 Hubbard による出奔から裁判の後日談までとおおきく範囲を広げても 32 章から 41 章までの 10 章であり、全体の 4 分の 1 にとどまる。裁判シーン以外の残りの部分、つまり狭く見積もっても全体の 4 分の 3 に書かれているのは、ふたりの結婚のエピソードから破綻までの顛末、つまりは離婚に至る経緯である。では、なぜふたりの結婚は離婚訴訟に至るのか。

主人公の Bartley Hubbard と Marcia の 2 人の関係は、こじれてばかりの結婚生活のひとつことに尽きる。小さなものも含めれば二人の喧嘩は物語を通じて次々と繰り広げられるのだが、中でも大きなものは、物語の発端である結婚に至る経緯の部分、二番目は警察沙汰にまで発展する物語半ばのもの、三番目は結果的に Bartley の失

踪につながる、2人の結婚生活の最終局面のものと、3箇所及ぶ。ここではいちいち詳細を紹介しないが、最終的には三番目の大きな喧嘩が原因で Bartley は失踪することになり、離婚訴訟へと話は進む。一見したところ最後の喧嘩のエピソードが失踪と離婚訴訟の原因のようだが、通読した印象では、どうもそれまでの一連の喧嘩を軸とした夫婦関係に、根本的な何かがあるのではないかと思わされるように物語は展開している。では、喧嘩自体の原因をあるいは責任を、どのように考えればいいのか。

Howells は *A Modern Instance* の構想を手紙で編集者に説明する中で、夫婦2人の責任を次のように述べる。

I propose to take a couple who are up to a certain point almost equally to blame for their misery; their love marriage falls into ruin through the undisciplined character of both; but the reader's sympathy is chiefly with the wife because she inevitably suffers most. (*Selected Letters: 1873-1881*, 277)

Marcia に読者の同情が集まるとしつつも、2人は等しく責任があると述べている。このように、どちらにも等しく責任があるとの認識は、離婚訴訟を起こした Bartley 自身も自覚していて、次のように述べる。

That was the only way out, for either of us. We had tried it for three years, and we couldn't make it go; we never could have made it go; we were incompatible. Don't you suppose I knew Marcia's good qualities? No one knows them better, or appreciates them more. (Ch. 41 583)

裁判が閉廷した後友人に、こじれた結婚生活から2人が解放される道は離婚裁判を起こすよりないこと、自分こそが本当は Marcia の価値を誰よりも高く評価していることを説明するのである。

それにしても、これは単に性格の不一致による離婚の物語なのか。この離婚への経緯の中に Howells の世界観あるいはメッセージは無いのか。

そういう意味で注目したいのは、Bartley Hubbard のキレて怒りが爆発する際の描写である。たとえば、Marcia と駆け落ちのように故郷の街を出る発端となった暴力事件の際の、彼が暴力に向かう際の描写は The demons, whatever they were, of anger, remorse, pride, shame, were at work in Bartley's heart too, and he returned the blow as instantly as if Bird's touch had set the mechanism of his arm in motion. (Ch. 6 236) と、彼が暴力に走るのには demon が働いたためとされる。一方、Bartley の失踪につながる Marcia との言い争いの中で、心が急速に変化する様子を、the Devil was in him, and uppermost in him, and the Devil is fierce and proud, and knows how to make many base emotions feel like a just self-respect. (Ch. 31 489) と、ちょっと前には素朴な後悔であったのが今では Devil が入って彼を自尊心の塊にしてしまったとしている。

こうしたことは Marcia にも言えるようで、彼女の嫉妬の発作は、とどまるところを知らないような物語の展開となっている。彼女の友人のひとりには Bartley と彼女の関係がこじれることについて彼女に批判的で、passionate, narrow-minded, jealous, -she would make him miserable. (Ch. 41 587-88) と、彼女の性格が Bartley をダメにすると述べている。Bartley の devil あるいは demon と呼ばれる心のブラック・ボックスは、Marcia の場合、とめることのできない jealousy の発生過程が、ブラック・ボックスになっている。

(4) Howells のリアリズム——離婚訴訟はどのように物語の核心か

このように、この2人の離婚の原因は、2人が共通して持つ、世界はおろか自分自身をもコントロールできない心のブラック・ボックスにある。これはたとえば、後の自然主義文学であれば、血とか遺伝とか言うのかもしれないが、要するに人間のコントロールを超えたものが人間を支配するという世界観、人生観が、自然主義あるいはその先のモダニズムに先駆けてここにはあるように思われる。

Howells は、社会的にホットな事件を物語にすることが目立ち、そのことに彼のリアリズムがあるかのように見える。そうではあるが、この作品を見る限りその取り上げ方は、時代を象徴する出来事として広く取り上げられる離婚訴訟の裁判劇の背後に、個別具体的例外的な人生が、複雑に絡み合って展開する物語として提示するものだ。こうした個別具体的で例外的な物語こそが世界や人生の真実に迫るもの、つまりはリアリティだと Howells は言いたいのではないかと。

引用文献

Howells, William Dean. *Howells: Novels 1875-1886*. New York: The Library of America, 1982.
---. *Selected Letters: 1873-1881*, edited and annotated by George Arms (Twayne Publishers, 1979)